

〈第 2 分科会〉

子どもの虐待防止

はじめに

本分科会では、昨年度に引き続き、本格的に取り組みが進められつつある「こども家庭センター」について自治体からの報告を受け議論をおこなった。本年度は、とくに「サポートプラン」の取り組みをテーマとした。「サポートプラン」は、「支援対象者の課題と解決のために当事者ニーズに沿った支援方針」であり、合同ケース会議を通じて、それを支援対象者と共有することで支援対象者が支援の（客体ではなく）主体となることを目指すものである。

1 報告

まず、コーディネーターの鈴木秀洋（日本大学）が、「こども家庭センターとは何か」をテーマに基調報告をおこなった。こども家庭センターは、拠点の理念・制度・土台を強化するものであるとしたうえで、母子保健と児童福祉を活かした機能的な一体化を含む要対協を中心とした“one team”であり、さらに、ここでいう一体化は「こどもからみえる景色」と理解すべきであるとした。

自治体からの報告として、まず、花巻市（久保田和子・花巻市健康福祉部こども家庭センター）から、子育て世代包括支援センターと家庭相談室を一本化して、保健センター内にこども家庭センターを設置し、母子保健機能、児童福祉機能、地域子育て支援センター機能を一本化していることが紹介された。拠点がなく、いわば「2足飛び」の整備であったとされる。こども家庭センターは、個々の家庭に対する支援とともに、支援を確実に届けるための社会資源の把握や、事業の創出の役割を担っている。事例を念頭に置いた報告では、こども家庭センターは、個々の家庭に対して、俯瞰的なアセスメントを実施し、サポートプランの作成を通じて、本人の意見を引き出し、オーダーメイドの支援を組み立てていることが紹介された。

塩尻市（青木正典、原亜香奈・塩尻市こども教育部こども未来課）は、2005（平成 17）年に、教育委員会に児童福祉をおこなう部署（家庭教育室）を設置し、教育と児童福祉の連携を図り、2015（平成 27）年には、母子保健と児童福祉の連携を図る取り組みをおこなってきたという経緯があり、これを踏まえてこども家庭センターを設置している。塩尻市には、母子保健の拠点となっている保健福祉センターと、児童福祉の拠点となっている総合文化センターがあり、現状の機能を最大限活かすという観点から、それぞれの機能を置いたままセンター機能を持たせている。母子保健でおこなっていた妊娠届アセスメント会議を、妊娠期から乳幼児期まで拡大し、合同ケース会議として、児童福祉部門が出席するなどの工夫をおこなっている。サポートプランは、負担を増やさないことを念頭に母子保健で使用していた問診票を改正して活用する工夫をし、その作成にあたっては、当事者参加型のツールにすること、職員の意識改革が必要であることも重要であるとされた。

山口市（藤本緑・山口市こども未来部）は、2016（平成 28）年の児童福祉法の改正に応じて、「山口市版機能連携型こども家庭総合支援拠点」を整備してきた。2022（令和 4）年の法律改正に応じて、拠点を軸に、「機能一体」型のこども家庭センターの設置が企図されていたが、保健センターの改修にともなって、場所も一体化されたこども家庭センターが設置されることになった。フロアを共有する物理的な一体性のメリットは、自席から振り向けばミニ合同ケース会議ができる機動性、即時性にあるとされた。また、だれからもわかりやすいシンボルとしての意味合いもあるとされる。サポートプランの作成については、本人の意向も聞きながら作成し、合同ケース会議を経て本人に渡すなどの取り組みをおこなっている。母子保健の分野に比べ、児童福祉の分野ではクライアントの課題認識が薄い部分があり難しさもあるとされた。合同ケース会議では、ケースの他、地域資源の共有の場としても活動しているとのこ

とであった。

名古屋市（越龍司・名古屋市こども青少年局子ども福祉課）は、政令指定都市であることから、行政区および特定の行政区で支所が設置されており、こども家庭センターを設置するにあたり、本来都道府県が担う保健所の役割を除いた行政区の母子保健を担う保健予防課（子育て世代包括支援センター）、民生子ども課、支所の区民福祉課（それぞれ、こども家庭総合支援拠点）の機能をあわせる形で、2024（令和6）年より、3か所をこども家庭センターとして位置づけている（最終的には22か所を予定）。市内の学校と協働・連携を図っているのも特徴である。校内チーム会議に児童福祉の職員も議論に加わることにより、こども家庭センターが教育との連携を図り、妊娠期から学齢期の子どもまでを福祉に繋げるよう工夫がなされている。課題として感じていることとして、家庭のリスクに対して訪問等をする「保健」のあり方と、申請主義に基づく「福祉」のあり方といった違い、背景にあるリスクの取り方の違いなど、文化による一体的支援の難しさ、また、相談意欲のない家庭へのアプローチをすることの難しさ、さらに集団のなかで子どもを見ている学校教育と福祉の視点の違いなども指摘されている。互いの機能、得意不得意、ルール相互理解、リスク評価の共有などが必要であるとされた。また、サポートプランについては、児童福祉担当と母子保健担当が共同で様式を作成し、当事者と話をしながら、児童福祉司と保健師が作成している。

最後に、都道府県の立場から、三重県（辻昌平・三重県子ども・福祉部児童相談支援課）の市町のこども家庭支援センターの開設支援についての報告がなされた。県としての支援は、子ども・福祉部の児童相談支援課（児童福祉）と、子どもの育ち支援課（母子保健）が共同でおこなっている。市町を回り、こども家庭センターのあり方、人員

の確保、設置要綱の策定、サポートプランの様式や運用など、市町の疑問に答え、求めている知識や技能、情報の提供・共有に努めながら、研修や意見交換を含めた伴走型の支援に努めているとされる。特定の市町からの照会に対する回答は、全市町に対して共有することが重要であるとされた。

2 パネルディスカッション

報告の後のパネルディスカッションでは、①こども家庭センターの人事および育成等の組織マネジメント、②合同ケース会議の考え方・持ち方、③サポートプランについて意見交換、議論がなされた。

なかでも、サポートプランに係る合同ケース会議について、要対協との関係をどのように整理すべきかの問題提起がなされた。要対協ケースとしてあげるかどうかのスクリーニングに重点を置く運用がみられることに対して、「こども家庭センターにおける合同ケース会議は、必ずしも要対協の前段階の役割を担うのではない。リスク管理というより、要対協ケースにならないようにすることも踏まえ、困りごとに対応するニーズ管理ではないか。」との指摘がなされた。

また、サポートプランについて、つくることが目標なのではなく、あくまでもツールであり、支援のプロセスがサポートプランとなることの理解が必要であり、職員の意識転換を伴うことの重要性も指摘された。クライアントの課題、さらに、どうなっていきたいのかを、クライアントとの対話の中で引き出し、これを踏まえた支援をプランに起こしていくことが大切だとされた。また、これまで、クライアントの意向ではなく、既存の福祉サービスにどう当てはめるかを考えていたことに気づかされたとの指摘もなされた。

野村 武司（東京経済大学）